

# 長倉三郎賞選考規則

(目 的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本化学会（以下「本会」と言う。）表彰規程に基づき運営会議が行う長倉三郎賞選考の方法等に関する事項について定める。

(賞の対象及び授賞件数)

第2条 長倉三郎賞（以下「本賞」と言う。）は、本会個人正会員または教育会員であって、特に独創性の優れた研究成果または業績をあげた者で、かつ高い将来性が期待できる者に授与する。

2 受賞候補者は、本賞の授賞年度における、日本化学会賞を除くすべての日本化学会各賞の受賞者とする。

3 授賞件数は毎年1名以内とする。ただし、該当者無き場合はこの限りではない。

(受賞最終候補者の選考)

第3条 本賞の受賞最終候補者は、本選考規則第2条第2項に定める受賞候補者から、運営会議において、その功績内容を審議して選考する。

2 選考に当たっては、受賞最終候補者の多様性に留意する。

(選考結果の報告及び決定)

第4条 受賞最終候補者の選考結果について、会長は選定理由書を添えて理事会に諮り、その承認を得て受賞者を決定する。

(受賞者の表彰)

第5条 受賞者の表彰は、毎年、表彰式において行い、表彰楯及び副賞1,000万円を授与する。

(賞の英文名)

第6条 本賞の英文名は、“Nagakura Saburo Award for (受賞西暦年度)”とする。

(秘密の保持)

第7条 運営会議・理事会の構成員及び事務局は、申請内容及び議場での審議・選考等に関する情報を、第三者に漏らしてはならない。また、それらの情報を本任遂行以外の目的で使用してはならない。

2 運営会議・理事会の構成員は、審査に関わる書類を複製してはならず、審査終了後はそれらを事務局へ返却するものとする。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、常務理事の発議で会務部門長が決定する。

(2021年1月12日 会務部門長決定 制定)

(2021年6月10日 会務部門長決定 改定)

## 長倉三郎賞受賞候補者選出投票方法

### 1. 第1次選考（各賞選考委員会による受賞候補者の選出）

学会賞を除く各賞選考委員会は、11月第4週の日本化学会各賞選考委員会終了時まで、長倉三郎賞選考規則第2条1項を参考に、各賞授賞内定者から長倉三郎賞受賞候補者を、所定の推薦書を添えて運営会議の長に推薦する。

各賞選考委員会が推薦する長倉三郎賞受賞候補者数は、表彰件数に応じて下記のように定める。

- 1) 学術賞----- 4件以内
- 2) 進歩賞----- 3件以内
- 3) 化学技術賞----- 2件以内
- 4) 技術進歩賞----- 2件以内
- 5) 化学教育賞----- 2件以内
- 6) 化学教育有功賞----- 2件以内
- 7) 化学技術有功賞----- 2件以内
- 8) 功労賞----- 2件以内
- 9) 女性化学者奨励賞----- 2件以内

### 2. 第2次選考（運営会議による審議）

12月下旬～1月中旬に開催の臨時運営会議にて、第1次選考を通過した候補者について十分審議し絞り込みを行い、投票により1名を選考する。ただし、該当者無き場合はこの限りではない。投票方法は原則として以下のとおりとする。なお、投票の際、各候補の得票数を記録し、伏せておく。

運営会議委員が推薦候補者となった場合、及び、推薦候補者と直接的に利害関係者となる場合には、選考を辞退するものとする。

#### 【投票手順】

- (1) 委員は資料に記載された候補者の中から、所定の数を必ず記し、無記名投票を行う。  
この所定の数は、候補者数が6名以上のときは3名、5～4名のときは2名、3名以下のときは単記とする。  
ア 所定の数を記していない投票、及び同一人を連記した投票は無効とする。  
イ 投票結果を得票順に列記し、各候補者につき本人を含めて下位及び同位の得票数を合計する。その合計数が1位の得票数に及ばぬ候補者を除外する。
- (2) (1) で選ばれた候補者を対象とし、(1)の方法を繰り返して、順次、候補者数を逡減させ、1名以内を選出する。
- (3) 投票の開票立会いは、会長が行う。会長欠席の場合は筆頭副会長が代行する。
- (4) 以上の方法で候補者の決定困難に至った場合は、決定方法を改めて協議する。

以上